平成２８年（フ）第１９２３号
東京都葛飾区青戸８丁目１―10　ノーリーズン青砥Ⅱ　201
債務者　大川　秀泰
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森下　欣文
4　破産債権の届出期間　平成28年４月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年８月26日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第５９号
盛岡市上堂１丁目６番30号　アーバンフラットＫ―201号、旧住所盛岡市東安庭３丁目13番６号　リョウハイム204号
債務者　伊藤　祐子（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２９号
群馬県太田市内ケ島町1543番地２　クレセール202号、前住所群馬県伊勢崎市今泉町１丁目1087番地１　グランデュールⅡ112
債務者　種岡　由季（旧姓萩原）
1　決定年月日時　平成28年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第５９号
愛知県一宮市花池１丁目17番１号　ハイツ大和404号
債務者　山木　雅美
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第６８号
愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字花立453番地、住民票上の住所愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字天神209番地１
債務者　奥谷　秋津
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１９号
兵庫県加西市北条町横尾333番地の５　Ａ．ＮＯＶＡ　207号室
債務者　東後　幸生
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第９号
香川県坂出市築港町１丁目５番53号　ベガ101号
債務者　鶴身　亜希（旧姓大國）
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第１３号
香川県丸亀市川西町北1657番地、住民票上の住所香川県高松市藤塚町３丁目13番４号
債務者　中川　正則
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後２時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第１５号
福岡県大牟田市大字歴木205番地５　グランドゥール三池203号
債務者　山崎今日子
1　決定年月日時　平成28年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第１号
福島県南相馬市原町区日の出町155番地　竹中ＪＶ日の出職員宿舎Ｃ棟―６、住民票上の住所千葉県佐倉市ユーカリが丘５丁目６番６―504号
債務者　横田　義信
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２７年（フ）第３７７号
茨城県那珂市菅谷109番地１　市営鷺内住宅Ｂ306
債務者　布施　佳樹
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第９号
千葉県袖ケ浦市長浦駅前２丁目２番地９　長浦ハイツ202号
債務者　井川　隆夫
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第１４号
千葉県木更津市請西４丁目１番16―205号
債務者　中野真由美
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第２３号
長野市大字川合新田1713番地１　プラザ山崎２号館201号室
債務者　丸山　健司
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２４号
長野市大字川合新田1713番地１　プラザ山崎２号館201号室
債務者　丸山さおり
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
長野地方裁判所民事部破産係